

旭川市工事費内訳書等提出要領

(目的)

第1条 この要領は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の規定及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、旭川市が発注する建設工事について、入札における不正行為の防止と入札参加者の積算努力の促進を図るとともに建設工事の適正な履行の確認に寄与することを目的とする。

(対象とする建設工事)

第2条 予定価格が130万円を超える建設工事のうち、一般競争入札及び指名競争入札に付すものとする。

(工事費内訳書の提出)

第3条 対象とする建設工事にあつては、入札に当たり、入札金額に見合う工事費内訳書（以下「内訳書」という。）を提出しなければならない。

- 2 内訳書は、工種別、経費別等の内訳を明らかにしたものでなければならない。
- 3 提出された内訳書は、返却しない。

(様式)

第4条 内訳書の様式は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 単体又は共同施工方式により施工する工事 工事費内訳書（様式1）
- (2) 分担施工方式により施工する工事 分担工事額内訳書（様式2）

(提出の時期と方法)

第5条 内訳書の提出時期と提出方法は、次によるものとする。

- (1) 旭川市条件付き一般競争入札実施要綱による入札の場合は、入札時に入札書とともに提出する。
- (2) 旭川市事後審査型一般競争入札（郵送方式）実施要領による入札の場合は、入札の参加申請時に入札書等に同封して提出する。

(入札の無効)

第6条 次に各号のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。

- (1) 内訳書が未提出の場合
- (2) 提出された内訳書が未記載である場合
- (3) 工事名を確認できない場合
- (4) 入札書と内訳書記載の金額が不一致の場合

(審査)

第7条 入札執行時に発表する入札のみ、審査の対象とする。

- 2 審査は開札時に行い、積算内容に不備があると認められた場合は、当該入札者の入札を無効とすることがある。また、談合等の不正行為が疑われる場合は、当該入札の落札決定を保留とし、旭川市談合情報対応要領に基づく措置等を講ずる。
- 3 前項の規定により無効とされ、又は落札決定を保留とされた入札以外の入札で、内訳書に不備がある場合又は積算を行っていないと判断される場合は、入札執行後、口頭又は書面により、当該入札者に注意を喚起する。

(工事費調査票の提出等)

第8条 次の場合は、請負人に「工事費調査票」の提出を求める。

- (1) 調査基準価格を下回って落札した場合
 - (2) 提出を必要と認める工事の場合
- 2 工事費調査票の様式等は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 様式 別に定める。
 - (2) 提出時期 しゅん功時とする。
 - (3) 提出先 工事担当課とする。
- 3 工事費調査票を受領した場合、内訳書、工事費調査票等に基づき、下請や資材購入先等への支払い状況等を必要に応じ確認するものとする。
- 提出された工事費調査票の内容について、事情を聴取することがある。この場合、請負人は、誠実に聴取に応じなければならない。

附 則

この要領は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成23年3月22日より施行する。

附 則

この要領は、平成24年3月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日より施行する。

